

四日市市選管告示第6号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の12で準用する同法第28条の4第7項の規定により、平成26年1月1日から平成26年12月31日までの在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況を次のとおり公表する。

平成27年2月17日

四日市市選挙管理委員会

委員長 市橋 愛爾

公表すべき閲覧はなかった。

（選挙管理委員会事務局）